

事務所通信

今月のことば

業績が伸びる条件は、誰からも好いてもらえる会社になることだ

関本忠弘
(元NEC会長)

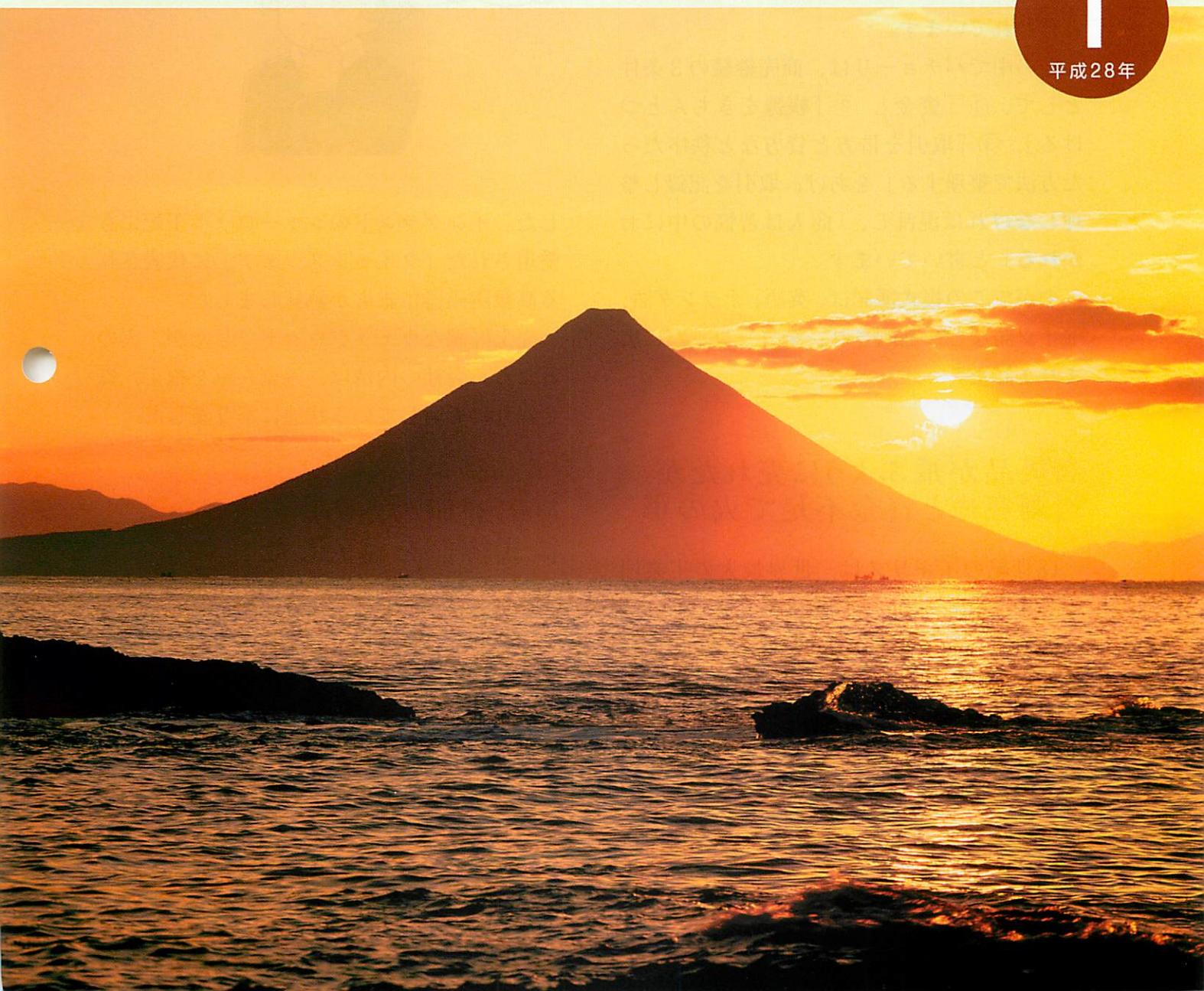
会 計	高級陶磁器会社の経営危機を救った複式簿記の力	2
税 务	受け取った保険金の所得税の取り扱い	4
マイナンバー	マイナンバーの取り扱い	6
確定申告	所得税確定申告のための主な書類	8

表紙 “薩摩富士”から昇る朝日(鹿児島県指宿市)

開聞岳は、美しい円錐形の山容から“薩摩富士”と呼ばれ、日本百名山に選定されている。2016年は薩長同盟締結150周年にあたる。

1

平成28年



高級陶磁器会社の経営危機を救った複式簿記の力

～なぜ帳簿を付け仕訳をするのか～

あらゆる取引を記録し、経営の実態を知るには、複式簿記が唯一完璧な方法であるとして、ヨーロッパでは18世紀後半から19世紀にかけての産業革命の頃には、製造業、小売業、病院、レストランなどで複式簿記が使われるようになりました。

毎日、取引の記録を記帳し複式簿記によって仕訳を行うことは、今や商売の常識となっていますが、この複式簿記は、15世紀のヴェネチアで数学学者ルカ・パチョーリが著書『スンマ』の中で20数頁で解説したことが最初と言われています。

その中でパチョーリは、商売継続の3条件として、①「資金」、②「帳簿をきちんとつける」、③「取引を借方と貸方など秩序だった方法で整理する」をあげ、取引を記録し整理しなければ混乱し、「商人は苦悩の中におかれる」と書いています。

やがてこの複式簿記は、英語、オランダ語、ドイツ語などに翻訳され、全ヨーロッパに広まりました。

高級品が飛ぶように売れたが過剰在庫と資金不足で火の車

18世紀のイギリスは、世界最大の工業国であり、輸出・輸入大国でもありました。

当時、イギリス社会にはすでに会計の文化と教育がすっかり浸透し、様々な業界で、複式簿記が使われるようになっていました。

高級陶磁器で知られるウェッジウッドの創業者ジョサイア・ウェッジウッド（1730～1795年）は、産業革命で生まれた多くの富裕層に高級陶磁器を販売して業績を伸ばしま



した。イングランドのシャーロット王妃にも愛用された「クイーンズウェア」に代表される高級陶磁器に誰もが熱狂しました。

売上好調なウェッジウッドでしたが、実のところ、会社の内情は、過剰在庫を抱え、資金繰りにも窮している状態にありました。

原因究明のため複式簿記を導入した

ウェッジウッドは、複式簿記を導入し、あらゆる勘定科目と仕事の流れをチェックしました。すると、次のような問題点を発見したのです。

- 価格設定が何の根拠もなく行われていた。
- 次々と新商品を出すため、在庫を多く抱えていた。
- 業績拡大に伴い原材料費や労務費が予想以

上に増加していた。

- 資金回収が追いつかず、運転資金が不足していた。
- 少数の富裕層向けの高級品に頼った利益構造になっており、支出が収入を上回ることがあった。
- 従業員による不正が行われていた。



固定費と変動費の違いを知り 大量生産のメリットを発見

さらに帳簿の分析を進める中で、ウェッジウッドは、陶磁器の型の製作費、工場の賃貸料、人件費など生産数量に関係なく、ほぼ一定の費用が発生する固定費と、材料費など生産数量によって費用が変化する変動費の違いに気づきました。

生産数量が増えても固定費が変わらないのであれば、大量に生産すれば、製品1個あたりの固定費は安くできることに気づきます。ウェッジウッドは、製陶業では、初めて工場制生産による大量生産を実現し、少数の富裕層向けの高級品だけでなく、中流層向けの製品の販売も強化したのでした。



会計専門家を置き 財務内容のチェックを依頼

ウェッジウッドは、帳簿のチェックを通して、会計主任の横領が判明したことで、会社の業績内容を正しく把握し、かつ不正を防止するには、日々の記帳を定期的に締めて、その正確性を自ら確認することが必要であると考えました。

そこで信頼できる会計士に、会計担当者の作成した会計帳簿を監査して、週に一度、必ず自分が帳簿を見られる状態にして欲しいと頼みました。このようにして、ウェッジウッドは、毎週月曜日に最新の業績を確認したそうです。

複式簿記を 経営の意思決定に活用

ウェッジウッドは、過去の販売実績に基づいた将来予測から生産計画を立てて事業を行うなど、複式簿記を、経営内容の把握と経営の意思決定に役立てるための手段としました。まさに会計で会社を強くした人物ともいえるでしょう。

【参考図書】

- 『帳簿の世界史』(ジェイコブ・ソール著、村井章子訳、文藝春秋刊)
- 『バランスシートで読みとく世界経済史』
(ジェーン・グリーソン・ホワイト著、川添節子訳、日経BP社刊)

受け取った保険金の所得税の取り扱い

保険金と一口にいっても様々な種類の保険金が存在します。受け取った場合に所得税がかかるもの、相続税がかかるもの、贈与税がかかるもの、また一切税金がかからないものがあります。もうすぐ所得税の確定申告の時期なので、今回はどのような保険金は申告しなければならないのか、またどのような保険金は申告しなくても良いのかについて解説します。

保険金の種類と所得税の課税・非課税

保険会社によって商品名は色々あります
が、保険の主な種類は、課税されるものと非
課税のものに大別されます。(図表1)

病気やケガに対する保険金は基本的には非
課税になっています。また、特定疾病保険金
のように「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」
のいずれかによって所定の状態になった時
や、リビング・ニーズ特約保険金（被保険者
が余命6ヶ月以内と診断された場合、死亡保
険金を生前に受け取ることができる保険金）
なども原則的に所得税は非課税となっています。

図表1 主な保険金等の課税・非課税

主要な保険金・給付金などの種類	満期保険金	課税
	死亡保険金	
	個人年金保険の年金	
	祝金・生存給付金	
	解約返戻金	
	学資保険金	非課税
	高度障害保険金	
	特定疾病保険金	
	リビング・ニーズ特約保険金	
	入院・通院・手術給付金	
介護年金・介護一時金		

所得税が課税される保険金とは？

保険には、契約者・保険料負担者・被保険者・保険金受取人の4者が存在します。実際には、契約者と保険料負担者が同じであるケースが多いようです。税務上は、誰が保険料を負担したかによって、課税される税金が異なってきます。

所得税がかかる保険金とは、例えば次のような場合です。（例：参照）



例：保険料負担者（契約者）と保険金受取人が同一である場合

この場合、受取人が受け取った保険金（満期保険金など）には所得税がかかり、一時所得として課税されます。その際の課税対象額は、次のように計算します。

$$\text{課税対象額} = (\text{保険金} + \text{配当金} - \text{払込保険料} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

満期保険金等を受け取った場合は?

契約した保険が満期となり満期保険金等を受け取るといったことがあります。保険金負担者と受取人が同一であっても、その受け取り方により、一時所得あるいは雑所得として申告することになります。このような場合、他の所得との関係で一時金で受け取った方が有利か年金で受け取った方が有利かの判断は会計事務所にご相談ください。

(1) 満期保険金等を一時金で受け取る場合

一時金での受領は、一時所得になります。

(2) 満期保険金等を年金で受け取る場合

年金で受領する場合は、公的年金等以外の雑所得になります。(下記計算式参照)

公的年金等以外の場合の雑所得金額

$$= \left(\text{その年中に受け取った年金の額} \right) - \left(\text{払込保険料又は掛金の額} \right)$$

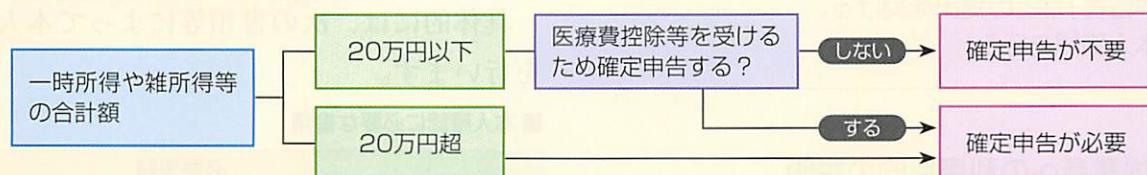
保険金等を受け取ったら所得税の申告を必ずしなければならない?

確定申告の必要がない給与所得者の場合、雑所得(個人年金保険など)や一時所得など

の合計額が20万円以下であれば、基本的に確定申告は不要です。(図表2)

図表2 確定申告の要・不要

●給与所得者(確定申告不要)の場合



※公的年金等の収入金額が400万円以下(公的年金等の全部について源泉徴収された又はされるべき場合に限る)で、公的年金等に係る雑所得以外の所得(個人年金保険など)が20万円以下である場合、平成23年分から所得税の確定申告が不要となっています。

保険料負担者以外の人が保険金を受け取ると贈与税がかかる

以上のように保険料負担者が満期保険金等を受け取った場合は、所得税の課税対象となります。しかし、保険料負担者以外の人が保険金を受け取った場合には贈与税が課税されます。

暦年贈与の場合、以下の計算式で計算した金額に対して贈与税が課税されます。

保険金 - 基礎控除額(110万円)

保険料負担者が保険金を受け取る場合の一時所得にかかる所得税の方が、保険料負担者以外の人が保険金を受け取る場合の贈与税より有利になることが多いようです。したがって、保険料負担者以外の人が保険金受取人になる契約をする場合は、こういったことも念頭において検討しましょう。

●受け取った保険金の申告漏れに注意しよう

各保険会社は、従来から一定以上の保険金等を支払った際に支払調書を税務署に提出していますので、申告漏れがないようにしましょう。

マイナンバー制度の導入後は、この支払調書の保険金等受取人や保険契約者等のマイナンバーが記載され、保険金等の支払いに関する情報がより詳しく把握されることになります。

マイナンバーの取り扱い

～収集と本人確認の方法～



平成28年1月からマイナンバー制度が始まりました。実務では、企業が作成する税や社会保険関係の書類にマイナンバーを記載する必要があり、従業員とその家族（配偶者・扶養親族）、取引先等からマイナンバーの提供を受ける（収集する）必要があります。

従業員からのマイナンバーの収集と本人確認

従業員（パート・アルバイト含む）からマイナンバーを収集するにあたって、会社は次の3つを行う必要があります。

● 従業員からのマイナンバー収集の方法

- ①マイナンバーを利用する目的を説明する。
- ②マイナンバーの記載された「扶養控除等（異動）申告書」などの提出を受ける。
- ③本人確認を行う。

(1) 従業員への利用目的の説明

以下のように会社がマイナンバーを利用する目的を、社員へのメールや社内掲示板での告知などによって伝えます。

● 利用する目的の説明例

「源泉徴収事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」の諸手続のため

(2) マイナンバーが記載された書面の受取

「扶養控除等（異動）申告書」にマイナンバーを記載してもらう方法が一般的です。

また、上記（1）の説明例のようにマイナンバーの利用目的をまとめて説明しておけば、「扶養控除等（異動）申告書」に記載されたマイナンバーを雇用保険や健康保険の手続きで利用することができます。

(3) 本人確認の手続き

従業員からマイナンバーを収集する際に

は、間違いやなりすましの防止等のため「本人確認」を行う必要があります。

本人確認には、原則として番号確認と身元確認の2つが必要です。

● 本人確認の方法

- ①番号確認…記載されたマイナンバーが正しいことを確認する。
- ②身元確認…そのマイナンバーの正しい持ち主であることを確認する。

具体的には、次の書類等によって本人確認を行います。

■ 本人確認に必要な書類

必要書類		
番号確認	<ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●マイナンバー記載の住民票 等 	個人番号カード（これ1枚で番号確認と身元確認をまとめて行える）
身元確認	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●パスポート 等 	

現に雇用関係にある従業員の場合、採用時に本人の身元確認が行われているのであれば、番号確認のみを行い、運転免許証などによる身元確認を省略することができます。

また、本人確認は、マイナンバーを取り扱う総務・経理担当者が対面で確認するほか、支店や営業所がある場合には、支店や営業所のとりまとめ担当者が行うことも可能です。

(4) 従業員の扶養家族の場合

扶養家族の本人確認については、従業員が行う場合と会社が行う場合があります。

①扶養控除等（異動）申告書の提出

家族の本人確認は従業員自身が行います。

会社は、「扶養控除等（異動）申告書」に記載された配偶者や扶養親族の本人確認を行う必要はありません。

②国民年金第3号被保険者の届出

従業員の配偶者の本人確認を会社が行います。この場合、一般的には、従業員が配偶者の代理人となって、会社に配偶者のマイナンバーが記載された書類等を提出します。

● 従業員が代理人となる場合の必要書類

- ①配偶者から従業員への委任状
- ②代理人である従業員の個人番号カードや運転免許証等
- ③配偶者の個人番号カードや通知カードのコピー

（5）短期のパート、アルバイトの場合

アルバイトやパートの入れ替わりが頻繁にある業種はもちろんのこと、アルバイト等が短期間で突然辞めてしまうことも予想されるため、採用時にマイナンバーの提供を受け

て、本人確認を行うようにしましょう。

従業員以外(取引先・株主等)の場合

個人事業者への報酬、料金等の支払いや不動産オーナーへの賃貸料の支払いがある場合は、支払調書の作成にあたり支払先からマイナンバーを提供してもらう必要があります。

例えば「マイナンバーの提供をお願いする」旨の文書を送付（郵送やメール）して、通知カード（コピー）と運転免許証等のコピー、あるいは個人番号カード（コピー）とともに返送してもらう方法などがあります。（注1）

講演会の講師など、年に一度限りのような支払先については、講演料の支払時などにマイナンバーの提供を受けることを忘れないよう注意しましょう。

（注1）継続して取引のある相手の場合、あらかじめ住所・氏名を印字した書面を郵送して、通知カードや個人番号カードのコピーを貼付して、そのまま郵送により返送してもらうと運転免許証等（コピー）は不要です。



源泉徴収票等の法定調書等へのマイナンバーの記載はいつから？

今年（平成28年）の1月に提出する給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、報酬・料金や不動産使用料の支払調書などについては、マイナンバーの記載は不要です。これは、平成27年中の支払に対する「平成27年分」の法定調書のためです（様式変更はなく、マイナンバーの記載欄もありません）。

マイナンバーの記載が必要になるのは、平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書、すなわち平成29年1月末が提出期限の「平成28年分」の法定調書からです（様式が変更され、マイナンバーや法人番号の記載欄が設けられます）。

■ 主な法定調書等へのマイナンバーの記載時期

書類名等	一般的な記載時期
●給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（平成29年1月提出分から）
●報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ●不動産使用料等の支払調書 等	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（平成29年1月提出分から） ※既存の株主については3年間の猶予あり
●配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（平成29年1月提出分から） ※既存の株主については3年間の猶予あり

（注意）本人へ交付する源泉徴収票や支払調書にはマイナンバーは記載しません。

所得税確定申告のための主な書類

収入 (所得) についての主な必要書類	事業収入がある（個人事業者）	<input type="checkbox"/> 現金出納帳等の会計帳簿、通帳、青色事業専従者給与の届出書など <input type="checkbox"/> 売上資料（請求書控、売上日報、支払調書など） <input type="checkbox"/> 経費資料（領収書、請求書、カードの利用明細など） <input type="checkbox"/> 固定資産取得についての資料 <input type="checkbox"/> 自家消費や家事関連費の明細書 <input type="checkbox"/> 12月31日時点の売掛金・買掛金等の残高の明細書及び棚卸表等 <input type="checkbox"/> 借入返済表（リース支払明細書） 等々
	不動産賃貸収入がある	<input type="checkbox"/> 会計帳簿（簡易帳簿含む）、賃貸不動産の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 収入資料（賃貸借契約書、収入管理表など） <input type="checkbox"/> 経費資料（水道光熱費等の領収書、修繕時の請求書・領収書、固定資産税納付書、建物の損害保険の領収書など） <input type="checkbox"/> 固定資産取得についての資料 等々
	同族会社からの貸付金利子・家賃収入がある	<input type="checkbox"/> 平成27年中に受けた貸付金利子や家賃年額の明細がわかるもの
	給与収入がある	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票
	年金収入がある（申告不要な場合あり）	<input type="checkbox"/> 公的年金（国民年金、厚生年金）等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 個人年金型保険の支払明細書
	満期保険金等を受け取った	<input type="checkbox"/> 保険会社から送られてきた計算明細書など
	土地・建物などを売却した	<input type="checkbox"/> 購入時と売却時の売買契約書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 仲介手数料など、売却（譲渡）時にかかった費用の領収書等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●株式配当による収入がある <input type="checkbox"/>配当金の支払通知書（配当金計算書） ●FX取引や外貨預金の為替差損益がある、株式等を売却した ※申告が必要な場合がありますので、会計事務所にご確認ください。
控除についての主な必要書類	配偶者控除・扶養控除等	<input type="checkbox"/> 配偶者・親族の氏名・生年月日等を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 配偶者・親族の給与所得の源泉徴収票
	社会保険料控除（注1）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険の領収書・納付書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民年金基金の控除証明書
	生命保険料控除（注1）	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書（一般・介護・年金）
	地震保険料控除（注1）	<input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書（または旧長期損害保険料の控除証明書）
	小規模企業共済等掛金控除（注1）	<input type="checkbox"/> 小規模企業共済等掛金控除証明書
	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費の領収書（医療機関別・薬局別に分類してください） <input type="checkbox"/> 保険金などで補填された金額のわかるもの
	ふるさと納税（注2）や寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附金やふるさと納税の領収書・証明書等
	災害、盗難などによる損害控除	<input type="checkbox"/> 罹災証明書、盗難証明書 <input type="checkbox"/> 損失額の明細書（自分で作成） <input type="checkbox"/> 災害の後片付け費用などの領収書 <input type="checkbox"/> 保険金などで補填される金額のわかる書類
(注3)給与所得者は、2年目以降は年末調整のみで控除を受けられます。	住宅ローン控除（初年度適用時）（注3）	<input type="checkbox"/> 売買契約書、請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅ローンの残高証明書 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書

(注1)年末調整で控除を受けている場合は不要です。

(注2)年収2,000万円を超える人や医療費控除を受ける人など確定申告が必要な人、平成27年1月1日～3月31日の間に寄附した人、寄附先が5団体を超える人は、ふるさと納税のワンストップ特例を受けることができません（確定申告によって控除を受けることになります）。

(注3)給与所得者は、2年目以降は年末調整のみで控除を受けられます。

【今月のことば】 **業績が伸びる条件は、誰からも好いてもらえる会社になることだ** 関本忠弘（元NEC会長）

関本氏が社長に就任した当時、NECは電信電話公社（現NTT）から半ば独占的に機器を受注する「電電ファミリー」の中心的存在であった。そこから脱却するため、情報通信事業に主軸を置く業態への変革を目指し、1982年発売のPC-9800シリーズで国内のパソコン市場を席巻。国民機と呼ばれるまでのシェアを誇り、消費者に馴染みのない「電電ファミリー」から「パソコンのNEC」にイメージを一新した。